

1 委員会の組織・事務概要

1－1 組織及び事務概要等

(1) 委員会設置の経緯

平成3年夏の一連のいわゆる証券・金融不祥事を契機に、証券・金融行政のあり方、特に証券会社、証券市場に対する検査・監視体制のあり方について種々議論が行われた。

こうした状況を踏まえ、同年7月、内閣総理大臣より臨時行政改革推進審議会（以下「行革審」という）に対して、証券市場の監視・適正化のための是正策について諮問がなされ、これを受けて、同年9月に「証券・金融の不正取引の基本的是正策に関する答申」がとりまとめられた。同答申においては、「自由、公正で透明、健全な証券市場の実現」を基本的目標として、証券行政に係る提言等と併せ、新たな検査・監視機関として、大蔵省に行政部門から独立した国家行政組織法第8条に基づく委員会を設置すべきとの提言が盛り込まれた。

大蔵省では、行革審答申を踏まえつつ、更に各方面の意見も聴取するなど、広範な視点から、証券取引等における検査・監視体制のあり方について検討を重ねた末、平成4年2月、証券取引等監視委員会の設置を柱とする「証券取引等の公正を確保するための証券取引法等の一部を改正する法律」（以下「公正確保法」という）案をとりまとめた。

同法案は、第123回通常国会に提出され、衆・参両議院での審議を経て同年5月29日に成立し、6月5日に法律第73号として公布、7月20日に施行され、同日委員会が発足した。

(2) 組織

委員会は、設置法により証券取引等の監視を行うため設置され

た機関であり、その事務を処理するため事務局が置かれている。

① 委員会

委員会は、委員長及び委員 2 人をもって組織され、その議事は、2 人以上の賛成をもって決せられる（設置法第10条及び第15条）。

委員長及び委員は、独立してその職権を行使する（設置法第9条）。

委員長及び委員は、衆・参両議院の同意を得て、大蔵大臣が任命する（設置法第11条）。

委員長及び委員の任期は、3 年であり、再任されることができ、また、限られた法定の事由がある場合を除き、在任中その意に反して罷免されない（設置法第12条及び第13条）。

これに基づき、平成4年7月20日から7年7月19日の1期目は、委員長に水原敏博、委員には三原英孝及び成田正路が任命された。7年7月20日以降、2期目については、委員長に水原敏博（再任）、委員には成田正路（再任）及び佐藤ギン子が任命された。

② 事務局

事務局は、事務局長及び次長の下に総務検査課及び特別調査課の2課で構成されており、定員については、平成9年度予算において証券取引検査官及び証券取引特別調査官各1人の増員が認められ、91人となっている。

また、取引審査体制の充実のため、新たな機構として取引審査調整官1人の設置が認められている。

イ 総務検査課は、検査、取引審査及び総括の3部門に分かれる。

A 検査部門は、証券取引等の公正確保の観点から証券会社

等の検査を行う。

B 取引審査部門は、証券取引等の公正確保のために日常的な市場監視を行う。

C 総括部門は、委員会全体の調整部門であり、委員会の会議の運営や大蔵大臣に対する勧告・建議に係る事務などを行う。

ロ 特別調査課は、取引の公正を害する犯則事件の調査を行う。

③ 地方の事務処理組織

地方においては、財務局長等の下に委員会が所掌する事務を専門に担当する組織が設置されている。検査及び取引審査については委員会の委任を受けて、犯則事件の調査については委員会の指揮監督を受けて、財務局長等がそれぞれこれを行っている。

このため、財務局及び財務支局に証券取引等監視官等118人の担当職員を配置している。

(注) 委員会は、検査権限及び報告・資料の徴取権限の一部を財務局長等に委任している(ただし、必要があれば、委員会が自らその権限行使することができる)。

(3) 事務概要

① 監視のための三つの事務

委員会の監視のための事務は、検査、取引審査及び犯則事件の調査の三つに分かれる。

イ 検査

証取法、外証法又は金先法によって大蔵大臣から委任された検査権限に基づき、証券取引等の公正の確保に係る規定の遵守状況を監視するため、証券会社、証券業務の認可を受けた金融機関、証券業協会、証券取引所、金融先物取引業者等

に対して臨店等により検査を行う。

ロ 取引審査

証取法、外証法又は金先法によって大蔵大臣から委任された報告・資料の徴取権限に基づいて、証券会社、証券業務の認可を受けた金融機関、証券業協会、証券取引所、金融先物取引業者等から有価証券の売買取引等に関する報告を求め、又は資料を徴取し、当該取引の内容を審査することにより、日常的な市場監視を行う。

ハ 犯則事件の調査

証取法、外証法又は金先法に基づき、犯則事件を調査するため必要があるときは、質問、検査、領置等の任意調査を行うほか、裁判官の発する許可状による臨検、搜索及び差押えの強制調査を行うことができる。

犯則事件の範囲は、具体的には、取引の公正を害するものとして関係する政令において定められており、主なものとしては、重要な事項につき虚偽記載のある有価証券報告書等の提出、損失保証・補てん、相場操縦、内部者取引などがある。

② 勧告及び建議の権限

委員会には、証券・金融行政を行う大蔵大臣に対し、証券取引等の公正を確保するために、行政処分その他の措置について勧告する権限と必要な施策について建議する権限が与えられている。

イ 勧告

委員会は、検査又は犯則事件の調査を行った場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、証券取引等の公正を確保するため行うべき行政処分その他の措置について大蔵大臣に勧告することができる。

委員会が行う勧告については、大蔵大臣は、これを尊重しなければならない。

委員会は、大蔵大臣に対し、勧告に基づいて執った措置について報告を求めることができる。

ロ 建議

委員会は、検査又は犯則事件の調査の結果に基づき、必要があると認めるときは、証券取引等の公正を確保するために必要と認められる施策について大蔵大臣に建議することができる。

③ 告発

委員会は、犯則事件の調査により犯則の心証を得たときは、告発を行う。

④ 大蔵大臣の行う金融機関等の検査に関する提言等

委員会は、大蔵大臣の行う金融機関等の検査に関し、中立的かつ第三者的な立場から、

イ 毎年の検査の実施方針その他の基本的事項に関する提言

ロ 四半期毎の検査の実施状況に係る報告の徴取

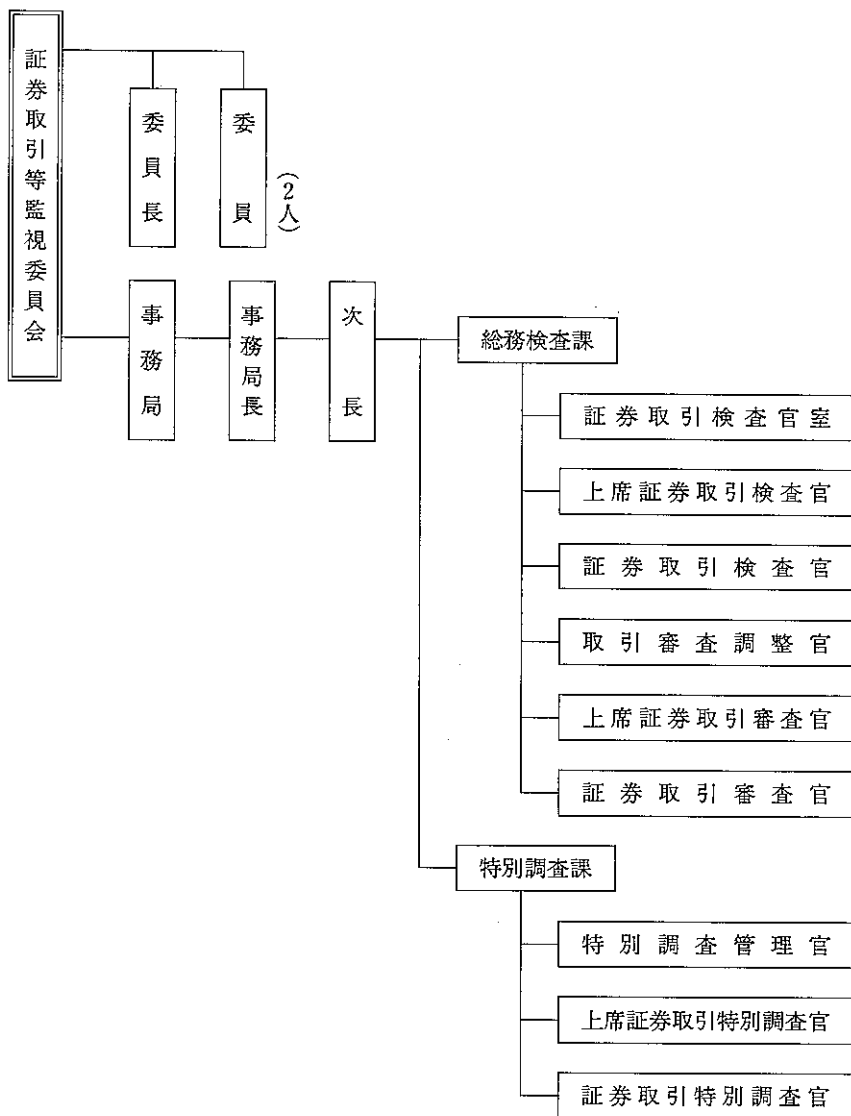
ハ 検査事務の運営その他の施策に係る建議
を行う。

⑤ 事務の処理状況の公表

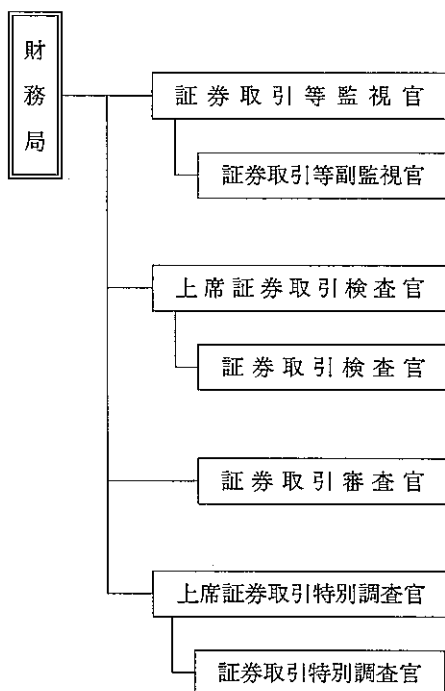
委員会は、毎年、その事務の処理状況の公表を行う。

1－2 機構図

1 委員会の機構図



2 財務局の機構図（関東財務局）



1—3 組織・事務に係る法令の概要

1 委員会の組織、権限等

委員会の組織、権限等は、設置法の以下の条項により規定されている。

〔設置法〕

条項	規 定 の 概 要
第4条	大蔵省の所掌事務
第5条	大蔵省の所掌事務の権限
第7条	委員会の設置
第8条	委員会の所掌事務及び権限
第9条	委員長及び委員の職権の行使
第10条	委員会の組織
第11条	委員長及び委員の任命
第12条	委員長及び委員の任期
第13条	委員長及び委員の身分保障
第14条	委員長及び委員の罷免
第15条	会議
第16条	委員長及び委員の服務
第17条	委員長及び委員の給与
第18条	事務局
第19条	勧告
第20条	建議
第21条	大蔵大臣が行う検査についての報告の義務等
第22条	事務の処理状況の公表

2 検査、報告・資料の徴取及び犯則事件の調査の権限、範囲

(1) 検査及び報告・資料の徴取の権限、範囲

① 検査及び報告・資料の徴取権限

委員会は、証券取引等の公正の確保に係るものに限り、証券会社等に対する検査及び報告若しくは資料の提出を命じる権限を大蔵大臣から委任されている。

具体的な権限の委任規定は、以下のとおりである。

委 任 規 定	検査及び報告・資料の徴取の対象
証取法第56条	証券会社、これと取引をする者、当該証券会社の子会社等
証取法第66条	証券業務の認可を受けた金融機関、当該金融機関と取引をする者
証取法第79条の15	証券業協会、店頭売買有価証券の発行者
証取法第154条の2	証券取引所、上場有価証券の発行者
外証法第21条の2	外国証券会社、その支店と取引をする者、特定法人等
金先法第52条の2	金融先物取引所及びその会員
金先法第77条の2	金融先物取引業者
金先法第90条の2	金融先物取引業協会

(注) 報告又は資料の提出を命ずる権限は、大蔵大臣が自ら行うことを妨げない。

② 検査及び報告・資料の徴取権限の範囲

イ 証券会社

証取法第56条により大蔵大臣から委任された証券会社に対する検査及び報告・資料の徴取権限の範囲は、証取法施行令第16条において定められており、個別的に掲げると以下のとおりである。

〔証 取 法〕

条 項	規 定 の 概 要
第29条第1項	免許の条件
第42条	常務に従事する取締役の兼職等の禁止
第42条の2	取締役又は監査役等の親法人等・子法人等における兼職の禁止
第1項・第2項	
第46条	取引態様（自己・委託）の事前明示義務
第47条	向い呑みの禁止
第47条の2	先物取引等の概要等を記載した書面の顧客への事前交付義務
第48条	取引報告書の作成，顧客への交付義務
第50条	禁止行為（断定的判断を提供した勧誘，取引一任勘定取引の契約の締結，過度の大量推奨販売等）
第50条の2	証券会社と他の会社が親子関係にあることを利用した取引等の禁止
第50条の3	損失保証・補てん等の禁止
第54条第1項	顧客の知識，経験，財産に照らし不適當な勧誘（適合性原則違反）等の不適切な業務に対する是正命令
第61条	引受人となった証券会社による対象有価証券の買主に対する信用供与の制限
第129条	呑み行為の禁止
第130条第1項	証券取引所の定める受託契約準則の遵守義務
第157条	不正の手段・計画等の禁止，虚偽表示等による財産取得の禁止等

第158条	相場変動の目的等による風説の流布，偽計，暴行等の禁止
第159条	相場操縦等行為の禁止
第161条	取引所の会員である証券会社等の過大な数量の売買取引等の制限
第162条	空売り及び逆指値注文の禁止
第163条，164条	役員・主要株主の特定有価証券等の売買報告書の提出義務等
第165条	役員・主要株主による特定有価証券の一定額を超える売付けの禁止等
第166条	会社関係者等による内部者取引の禁止
第167条	公開買付者等関係者等による内部者取引の禁止
第168条	虚偽の相場の公示，虚偽文書の頒布等の禁止
第169条	対価を受けた証券記事等の制限
第170条	募集又は売出しに際しての有利買付け等の表示の禁止
第171条	募集又は売出しに際しての一定の額の配当等の表示の禁止

ロ 外国証券会社国内支店及び特定金融機関

外証法第21条の2により大蔵大臣から委任された外国証券会社国内支店に対する検査及び報告・資料の徴取権限の範囲は，外証法施行令第14条において定められており，基本的に証券会社に対する検査及び報告・資料の徴取権限の範囲と同様である。

ハ 証券業務の認可を受けた金融機関

証取法第66条により大蔵大臣から委任された証券業務の認

可を受けた金融機関に対する検査及び報告・資料の徴取権限の範囲は、証取法施行令第17条の5において定められており、個別的に掲げると以下のとおりである。

〔証 取 法〕

条 項	規 定 の 概 要
第65条の2第2項で準用する 第29条第1項	免許の条件
第65条の2第3項で準用する 第46条	取引態様（自己・委託）の事前明示義務
第47条	向い呑みの禁止
第47条の2	先物取引等の概要等を記載した書面の顧客への事前交付義務
第48条	取引報告書の作成，顧客への交付義務
第50条	禁止行為（断定的判断を提供した勧誘，取引一任勘定取引の契約の締結，過度の大量推奨販売等）
第65条の2第4項で準用する 第50条の3	損失保証・補てん等の禁止
第65条の2第5項で準用する 第54条第1項	顧客の知識，経験，財産に照らし不適当な勧誘（適合性原則違反）等の不適切な業務に対する是正命令

第129条	呑み行為の禁止
第130条第1項	証券取引所の定める受託契約準則の遵守義務
第157条	不正の手段・計画等の禁止，虚偽表示等による財産取得の禁止等
第158条	相場変動の目的等による風説の流布，偽計，暴行等の禁止
第159条	相場操縦等行為の禁止
第161条	取引所の会員である証券会社等の過大な数量の売買取引等の制限
第162条	空売り及び逆指値注文の禁止
第163条，164条	役員・主要株主の特定有価証券等の売買報告書の提出義務等
第165条	役員・主要株主による特定有価証券の一定額を超える売付けの禁止等
第166条	会社関係者等による内部者取引の禁止
第167条	公開買付者等関係者等による内部者取引の禁止
第168条	虚偽の相場の公示，虚偽文書の頒布等の禁止
第169条	対価を受けた証券記事等の制限
第170条	募集又は売出しに際しての有利買付け等の表示の禁止
第171条	募集又は売出しに際しての一定の額の配当等の表示の禁止

ニ 証券業協会及び証券取引所

証取法第79条の15及び第154条の2により大蔵大臣から委任された証券業協会及び証券取引所に対する検査及び報告・資料の徴取権限の範囲は，証券業協会については証取法施行

令第18条の2に、また証券取引所については同第19条の2に規定されている。

具体的には、①証取法の以下に掲げる取引の公正の確保に係る規定の遵守状況及び定款・諸規則等のルールへの遵守状況の調査に係る業務、②これらの規定やルールに違反した会員に対して自主規制機関が行う措置に係る業務である。

〔証 取 法〕

条 項	規 定 の 概 要
第29条第1項	免許の条件
第42条	常務に従事する取締役の兼職等の禁止
第42条の2	取締役又は監査役等の親法人等・子法人等における兼職の禁止
第1項・第2項	
第46条	取引態様（自己・委託）の事前明示義務
第47条	向い呑みの禁止
第47条の2	先物取引等の概要等を記載した書面の顧客への事前交付義務
第48条	取引報告書の作成、顧客への交付義務
第50条	禁止行為（断定的判断を提供した勧誘、取引一任勘定取引の契約の締結、過度の大量推奨販売等）
第50条の2	証券会社と他の会社が親子関係にあることを利用した取引等の禁止
第50条の3	損失保証・補てん等の禁止
第61条	引受人となった証券会社による対象有価証券の買主に対する信用供与の制限
第129条	呑み行為の禁止

第130条第1項	証券取引所の定める受託契約準則の遵守義務
第157条	不正の手段・計画等の禁止，虚偽表示等による財産取得の禁止等
第158条	相場変動の目的等による風説の流布，偽計，暴行等の禁止
第159条	相場操縦等行為の禁止
第161条	取引所の会員である証券会社等の過大な数量の売買取引等の制限
第162条	空売り及び逆指値注文の禁止
第163条，164条	役員・主要株主の特定有価証券等の売買報告書の提出義務等
第165条	役員・主要株主による特定有価証券の一定額を超える売付けの禁止等
第166条	会社関係者等による内部者取引の禁止
第167条	公開買付者等関係者等による内部者取引の禁止
第168条	虚偽の相場の公示，虚偽文書の頒布等の禁止
第169条	対価を受けた証券記事等の制限
第170条	募集又は売出しに際しての有利買付け等の表示の禁止
第171条	募集又は売出しに際しての一定の額の配当等の表示の禁止

ホ 金融先物取引所会員

金先法第52条の2により大蔵大臣から委任された金融先物取引所会員に対する検査及び報告・資料の徴取権限の範囲は、金先法施行令第4条において定められており、個別的に掲げると以下のとおりである。

〔金 先 法〕

条 項	規 定 の 概 要
第44条	相場操縦等行為の禁止
第45条	過当な件数の取引等の制限
第47条第1項	金融先物取引所の定める受託契約準則の遵守義務
第91条の2	受託等のための不正行為の禁止
第91条の3	虚偽の相場の公示の禁止

へ 金融先物取引業者

金先法第77条の2により大蔵大臣から委任された金融先物取引業者に対する検査及び報告・資料の徴取権限の範囲は、金先法施行令第7条において定められており、個別的に掲げると以下のとおりである。

〔金 先 法〕

条 項	規 定 の 概 要
第44条	相場操縦等行為の禁止
第57条第1項	許可の条件
第68条	広告の規制
第69条	受託契約の概要等を記載した書面の顧客への事前交付義務
第70条	受託契約に係る書面の委託者への交付義務
第71条	成立した取引に係る書面の委託者への交付義務
第72条	委託証拠金等の受領に係る書面の委託者への交付義務
第73条	呑み行為の禁止

第74条	金融先物取引業者の禁止行為（断定的判断の提供、損失保証等）
第91条の2	受託等のための不正行為の禁止
第91条の3	虚偽の相場の公示の禁止

ト 金融先物取引所及び金融先物取引業協会

金先法第52条の2及び第90条の2により大蔵大臣から委任された金融先物取引所及び金融先物取引業協会に対する検査及び報告・資料の徴取権限の範囲は、金融先物取引所については金先法施行令第3条に、金融先物取引業協会については同第10条に規定されている。

具体的には、①金先法の以下に掲げる取引の公正の確保に係る規定の遵守状況及び定款・諸規則等のルールの遵守状況の調査に係る業務、②これらの規定やルールに違反した会員に対して自主規制機関が行う措置に係る業務である。

〔金 先 法〕

条 項	規 定 の 概 要
第44条	相場操縦等行為の禁止
第45条	過大な件数の取引等の制限
第47条第1項	金融先物取引所の定める受託契約準則の遵守義務
第57条第1項	許可の条件
第68条	広告の規制
第69条	受託契約の概要等を記載した書面の顧客への事前交付義務
第70条	受託契約に係る書面の委託者への交付義務
第71条	成立した取引に係る書面の委託者への交付義務

第72条	委託証拠金等の受領に係る書面の委託者への交付義務
第73条	呑み行為の禁止
第74条	金融先物取引業者の禁止行為（断定的判断の提供，損失保証等）
第91条の2	受託等のための不正行為の禁止
第91条の3	虚偽の相場の公示の禁止

(2) 犯則事件の調査の権限・範囲

① 犯則事件の調査の権限

犯則事件の調査は，大蔵大臣から委任を受けた権限に基づいて行う証券会社等に対する検査及び報告・資料の徴取とは異なり，委員会職員の固有の権限として規定されており，また，権限行使の対象も証券会社等に限定されず広く投資者を含め証券取引等に関与する全ての者に対し行使することができる。

具体的な権限は，以下のとおりである。

根拠規定	犯則事件の調査の権限
証取法第210条 外証法第38条の2 金先法第106条	犯則嫌疑者等に対する質問，犯則嫌疑者等が所持し又は置き去った物件の検査及び犯則嫌疑者等が任意に提出し又は置き去った物件の領置等の任意調査権限
証取法第211条 外証法第38条の2 金先法第107条	裁判官の発する許可状により行う臨検，搜索及び差押えの強制調査権限

② 犯則事件の範囲

犯則事件の範囲は、取引の公正を害するものとして政令（証取法施行令第38条，外証法施行令第17条，金先法施行令第12条）において定められており，個別的に掲げると以下のとおりである。

〔証 取 法〕

条 項	行 為 者	規 定 の 概 要
第5条, 24条等	発 行 者	有価証券届出書，報告書等の提出義務等
第23条の3等	発行登録者	発行登録書等の提出義務等
第27条の3等	公開買付者	公開買付届出書等の提出義務等
第27条の23等	大量保有者	大量保有報告書等の提出義務等
第29条	証券会社等	免許の条件
第47条の2	証券会社等	先物取引等の概要等を記載した書面の顧客への事前交付義務
第48条	証券会社等	取引報告書の作成，顧客への交付義務
第50条の3	証券会社等	損失保証・補てん等の禁止
第157条	何 人 も	不正の手段・計画等の禁止，虚偽表示による財産取得の禁止等
第158条	何 人 も	相場変動目的等による風説の流布，偽計，暴行等の禁止
第159条	何 人 も	相場操縦等行為の禁止
第161条	取引所会員等	取引所の会員である証券会社等の過当な数量の売買取引等の制限
第163条, 164条	会社役員等	役員・主要株主の特定有価証券等の売買報告書の提出義務等
第165条	会社役員等	役員・主要株主による特定有価証券の一定額を超える売付けの禁止等

第166条	会社関係者等	会社関係者等による内部者取引の禁止
第167条	公開買付者等関係者等	公開買付者等関係者等による内部者取引の禁止
第168条	何 人 も	虚偽の相場の公示、虚偽文書の頒布等の禁止
第169条	何 人 も	対価を受けた証券記事等の制限
第170条	何 人 も	募集又は売出しに際しての有利買付け等の表示の禁止
第171条	有価証券の不特定多数者向け勧誘等をする者等	募集又は売出しに際しての一定の額の配当等の表示の禁止

〔外 証 法〕

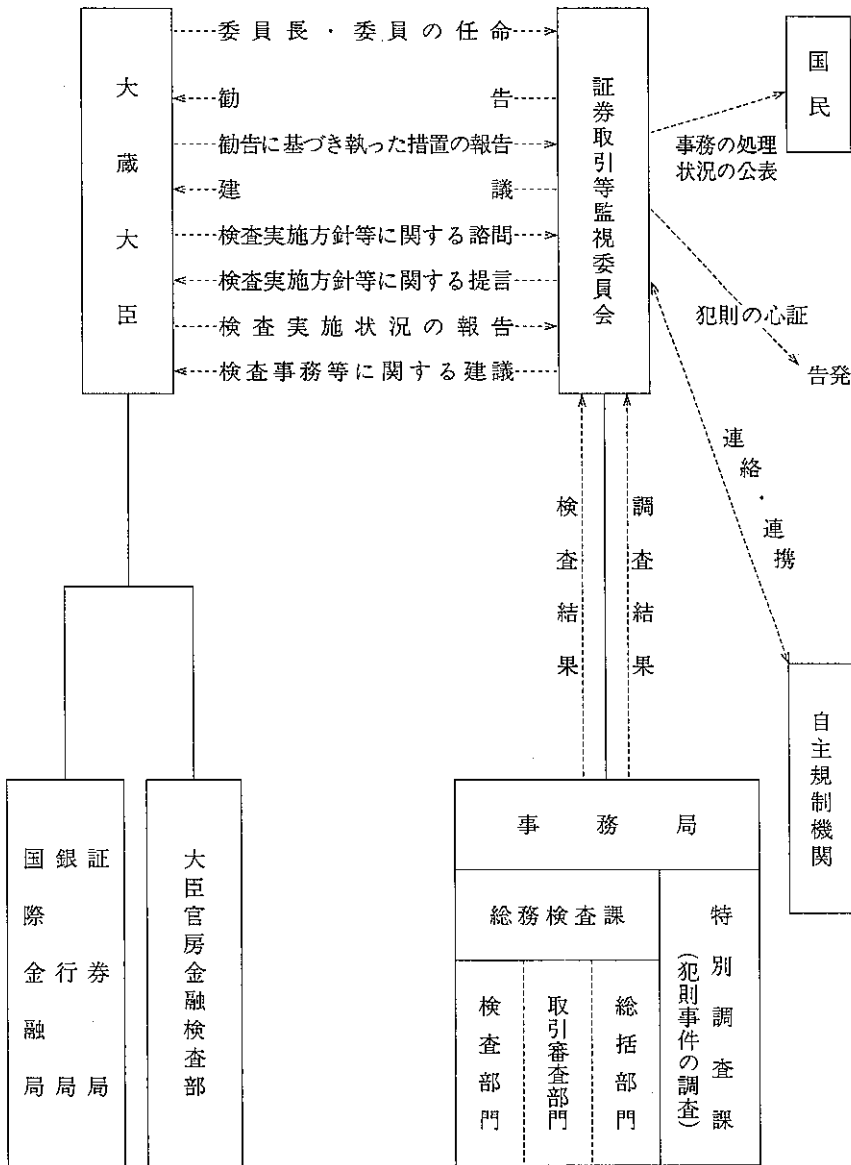
条 項	行為者	規 定 の 概 要
第3条	証 券 会 社	免許の条件
第17条	証 券 会 社	先物取引等の概要等を記載した書面の顧客への事前交付義務
	証 券 会 社	取引報告書の交付義務
	証券会社等	損失保証・補てん等の禁止

〔金 先 法〕

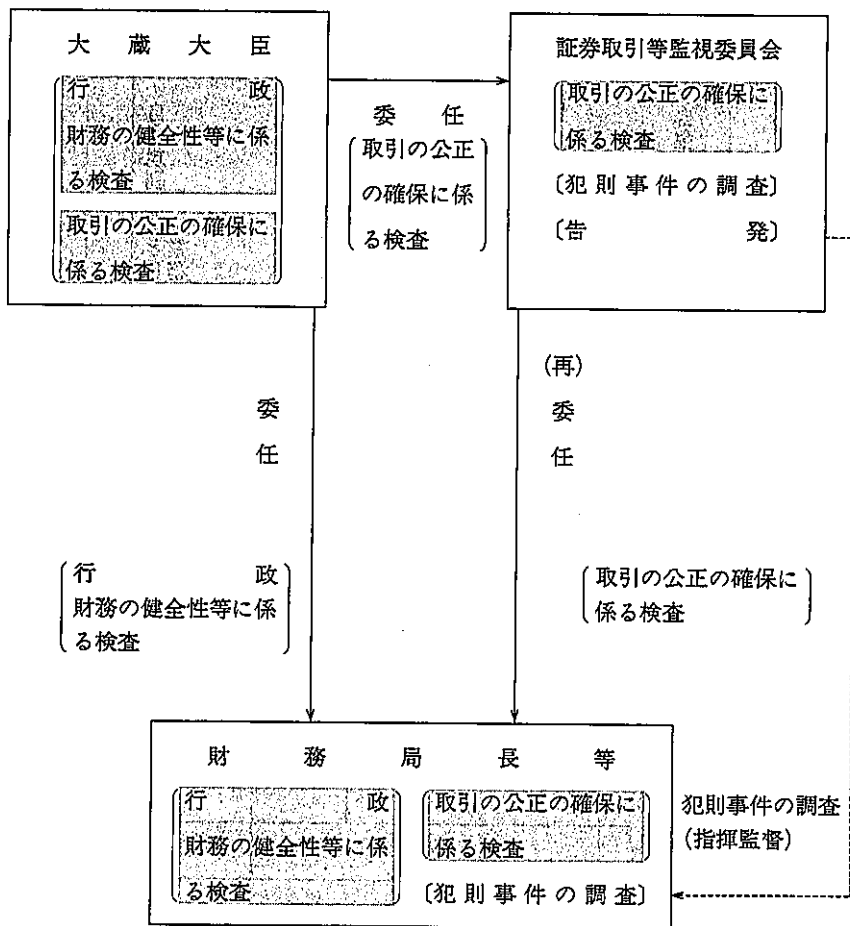
条 項	行為者	規 定 の 概 要
第44条	何 人 も	相場操縦等行為の禁止
第45条	取引所会員	過大な件数の取引等の制限
第57条第1項	金 先 業 者	許可の条件
第68条	金 先 業 者	広告の規制

第69条	金 先 業 者	受託契約の概要等を記載した書面の顧客への事前交付義務
第70条	金 先 業 者	受託契約に係る書面の委託者への交付義務
第71条	金 先 業 者	成立した取引に係る書面の委託者への交付義務
第72条	金 先 業 者	委託証拠金等の受領に係る書面の委託者への交付義務
第73条	金 先 業 者	呑み行為の禁止
第91条の2	何 人 も	受託等のための不正行為の禁止
第91条の3	何 人 も	虚偽の相場の公示の禁止

1 — 4 証券取引等の監視体制の概念図

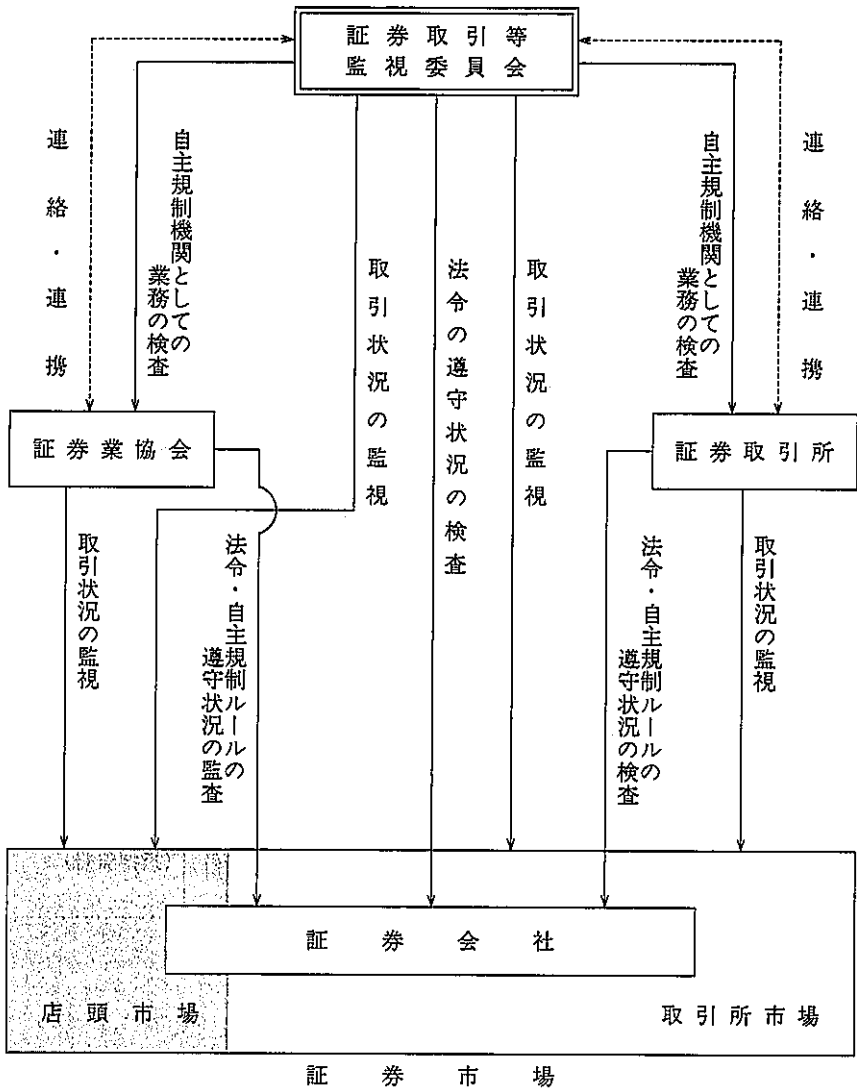


1—5 大蔵大臣、委員会、財務局長等の関係の概念図



(注) 「検査」には、報告・資料の徴取権限を含む。

1－6 委員会と自主規制機関との関係の概念図



(注) 金融先物取引についても同様である。